

# 令和5年度東近江市一般廃棄物処理実施計画

東近江市環境部資源再生推進課

1 実施計画の目的

東近江市一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化及び再生利用の推進並びに収集、運搬、処分等について定める。

2 基本方針

本計画は、本市から発生する一般廃棄物に関し、ごみの減量化や資源化、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理により環境汚染を未然に防止することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを基本として、住民、事業者及び行政の連携を深め、清潔で快適な地域環境づくりに努めるものとする。

3 計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 実施計画の区域 東近江市全域

5 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

(単位：トン)

	八日市	永源寺	五個荘	愛東	湖東	能登川	蒲生	合計
可燃ごみ（委託）	7,457	923	2,056	709	1,316	4,165	2,406	19,032
（持込）	5,018	263	1,411	239	374	905	523	8,733
計	12,475	1,186	3,467	948	1,690	5,070	2,929	27,765
不燃ごみ（委託）	396	54	83	41	64	203	130	971
（持込）	331	21	110	18	57	206	57	800
計	727	75	193	59	121	409	187	1,771
土砂・ガレキ	21	5	9	6	11	8	7	67
石綿含有廃棄物	2	1	1	1	1	1	1	8

(2) 資源ごみ

(単位：トン)

	八日市	永源寺	五個荘	愛東	湖東	能登川	蒲生	合計
資源びん	180	21	62	18	37	93	50	461
アルミ缶	23	4	10	2	7	17	32	95
スチール缶	10	11	28	4	13	42	26	134
粗大ごみ（金属）	55	13	16	30	12	17	8	151
ペットボトル	96	9	22	5	14	36	39	221
紙パック	2	1	1	1	1	1	2	9
古紙類	263	70	28	30	48	70	96	605
古布	26	14	7	6	4	8	26	91
廃食油	4	1	3	1	9	2	6	26
トレイ	1	1	1	1	1	1	1	7
廃乾電池	8	1	3	1	2	5	4	24
蛍光灯	1	1	1	1	1	1	1	7
剪定枝	0	0	0	0	160	0	0	160
小型家電	—	—	—	—	—	—	—	※15

※小型家電については各地区に回収箱を設置し、業者による一括回収であり、地区ごとの計量ができないため市全体集計を計上しています。

6 一般廃棄物の適正な処理及び処理を実施する者に関する基本事項

本市のごみ処理施設は、中部清掃組合（日野清掃センター、能登川清掃センター及び能登川リサイクルセンター）においてごみを処理し区域外のごみを処理することはできない。

ごみ処理に関する基本事項は、次のとおりとする。

(1) 一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬

ア 本市が委託する収集運搬業者が業務を行う。

一般廃棄物の種類	委託業者
可燃ごみ	有限会社日映興業 八日市物流倉庫株式会社 株式会社堤産業 蒲生産業株式会社
不燃ごみ	有限会社日映興業 八日市物流倉庫株式会社 株式会社堤産業 蒲生産業株式会社
古紙	クリーンぬのびき広域事業協同組合 八日市物流倉庫株式会社 株式会社堤産業
金属資源	有限会社ワンピース 棕本商店 丸山商事
資源びん	市田商店 株式会社ニシヤマ 有限会社日映興業 八日市物流倉庫株式会社 株式会社堤産業 蒲生産業株式会社 愛東地区自治会連合会
ペットボトル	有限会社日映興業 山口商店 八日市物流倉庫株式会社 株式会社堤産業 蒲生産業株式会社 クリーンぬのびき広域事業協同組合 公益社団法人東近江シルバー人材センター 愛東地区自治会連合会
廃食油	公益社団法人東近江シルバー人材センター 蒲生産業株式会社 まちづくり協議会 愛東地区自治会連合会
紙パック	クリーンぬのびき広域事業協同組合 有限会社日映興業 公益社団法人東近江シルバー人材センター 愛東地区自治会連合会
粗大ごみ	クリーンぬのびき広域事業協同組合 丸山商事
大型金属	棕本商店 丸山商事 八日市地区自治会連合会 まちづくり協議会 有限会社ワンピース
アルミ缶	棕本商店 丸山商事 有限会社ワンピース 蒲生産業株式会社 クリーンぬのびき広域事業協同組合 愛東地区自治会連合会
乾電池	有限会社日映興業 クリーンぬのびき広域事業協同組合 有限会社日映興業 愛東地区自治会連合会
白色トレイ	クリーンぬのびき広域事業協同組合 公益社団法人東近江シルバー人材センター 株式会社エフピコ 愛東地区自治会連合会 有限会社日映興業 八日市物流倉庫株式会社 株式会社堤産業
蛍光管	クリーンぬのびき広域事業協同組合 有限会社日映興業
小型家電	滋賀県環境整備事業協同組合

イ 次ににより収集を行う。

一般廃棄物の種類	収集方法	収集回数	排出時の主な形態
・可燃ごみ	委託	週 2 回	指定ごみ袋に入れてステーション回収
・不燃ごみ	委託	月 1～2回	同上。ただし、長峰地区は週 1 回
・資源ごみ 金 属	委託	月 1～2回	ステーションに設置されたコンテナ又は指定ごみ袋に入れステーション回収
び ん	委託	月 1～2回	3 種類に分別しステーションに設置されたコンテナ又は指定ごみ袋に入れステーション回収
古 紙	委託	月 1 回	種類ごとにひもで縛ってステーション又は拠点回収
ペットボトル	委託	月 1～3回	ステーション又は拠点に設置された収納袋で回収
廃 食 油	直営又は委託	月 1～2回	ステーション又は拠点に設置してあるポリタンクに流し込み回収
紙パック	直営又は委託	月 1 回 随 時	ステーション又は拠点に設置してある回収ボックスで回収
乾 電 池	直営又は委託	月 1 回 随 時	ステーション又は拠点に設置してある回収ボックスで回収
白色トレイ	委託	月 1 回	ステーション又は拠点に設置された収納袋で回収
蛍 光 管	直営又は委託	月 2 回 随 時	拠点に設置してある回収ボックスで回収
小型家電	直営又は委託	月 1 回 随 時	拠点に設置してある回収ボックスで回収

排出時の形態や分別区分などは地域によって相違があるため、詳細については、ごみカレンダーにより周知する。

あいとうリサイクルシステムについては、愛東地区にて自治会による資源ごみ回収として月に 1 回、7 品目 11 種類の資源を分別収集し、あいとうエコプラザ菜の花館で取りまとめそれぞれの資源リサイクル事業者に引き渡す。

#### ウ 多量に発生する場合及び粗大ごみの処理

排出者が直接中部清掃組合（日野清掃センター及び能登川清掃センター）へ搬入する。

なお、詳細については、ごみカレンダーにより周知する。

有料収集による持込み

一般廃棄物処理業許可業者による持込み

エ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

次の品目については、市が行う家庭ごみの収集、運搬及び中部清掃組合処理施設での受入れは行わない。

(ア) 有毒性物資を含む物

(イ) 著しく悪臭を発する物

(ウ) 爆発など危険性のある物

(エ) 著しく大きい物

(オ) その他焼却及び破碎に支障を来すおそれのある物

a 自動車、バイク、車のタイヤ、バッテリー、ボイラー、業務用電化製品、農業用機械、モーター類など

b プロパンガス、ガソリン、シンナー等引火性の物が入った容器など

c 農薬、医療系廃棄物、産業廃棄物など

(カ) 特定家庭用機器

平成13年4月1日から特定家庭用器機再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）が施行された。法の趣旨により小売店による引取りを原則とするが、小売店での引取りができず、運搬手段もない場合は、市が特別有料収集を行い、指定引取場所へ搬入する。

法の対象となる家電製品は、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、家庭用冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンの5品目である。

(2) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物の収集運搬

ア 本市が許可した業者による収集運搬による方法

事業系の一般廃棄物は、排出事業所が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき市が許可した一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）と直接契約し、許可業者が収集運搬を行う。

イ 各事業所が直接処理施設に運搬する方法

許可業者に収集運搬を委託しない場合は、排出事業者が直接中部清掃組合に搬入する。

(3) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可

本市の既存許可業者の収集運搬能力が十分に満たされる状態においては、新たな一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可は与えないこととする。

(4) その他

散在性ごみ及び不法投棄物の回収については、環境美化推進員等を設置し、計画的に収集運搬を行う。

7 一般廃棄物の処理施設に関する事項

ごみ焼却施設の概要

施設名称	中部清掃組合日野清掃センター（クリーンわたむき）
所在地	蒲生郡日野町大字北脇1番地1
敷地面積	施設敷地面積 15,004 m <sup>2</sup>
施設規模	180 t/日 (60 t/24h×3炉)
処理方式	全連続式ガス化溶融炉
受入供給	ごみピット及びクレーン 可燃性粗大ごみ破砕機
熱分解・焼却溶融	流動床式ガス化溶融炉 スラッグピット及びクレーン
燃焼ガス冷却	ボイラ・減温塔
排ガス処理	No. 1・2集じん機・触媒反応塔
余熱利用	蒸気タービン発電機
通風	平衡通風方式 煙突
熱分解物分別	磁選機・アルミ選別機、鉄類・アルミ貯留ホッパ、不燃物粉碎機
灰出し	加熱脱塩素化処理及び薬剤処理方式
排水	凝集沈殿・砂ろ過式
電気	特別高圧受電設備 自動制御システム
竣工年月	平成19年3月26日
設計・施工	株式会社荏原製作所大阪支社

粗大・不燃ごみ処理施設

施設名称	中部清掃組合能登川清掃センター 粗大ごみ処理施設
所在地	東近江市種町528番地
敷地面積	12,231 m <sup>2</sup>
施設規模	50 t/日 (内手選別8 t)
処理方式	粗大ごみ併用+手選別処理
受入供給	貯留ピット、受入ホッパ、供給コンベア
破砕方式	横型回転破砕機、2軸せん断破砕機
集じん処理	サイクロン、バグフィルター
選別処理	ドラム型選別機、アルミ選別機、風力選別機
搬出・貯留	搬送コンベア、ホッパ方式、貯留ヤード
竣工年月	平成6年3月
設計・施工	株式会社栗本鉄工所

土砂ガレキ処分場

施設名称	東近江市一般廃棄物最終処分場
所在地	東近江市五個荘日吉町784番地
敷地面積	12,122 m <sup>2</sup>
処理方式	埋立処理

リサイクルセンター

施設名称	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	中部清掃組合 日野清掃センター(クリーンわたむき)
所在地	東近江市種町528番地	蒲生郡日野町大字北脇1番地1
敷地面積	12,231 m <sup>2</sup>	ごみ焼却施設の中に含まれる。
施設規模	1.5 t / 5 h	1.9 t / 日
処理方式	ペットボトル圧縮・減容	選別破碎、圧縮、梱包処理
受入供給	受入ホッパ、供給コンベア	受入ホッパ、供給コンベア(白色トレイ、紙パック) 受入ヤード(剪定枝)
減容方式	圧縮結束方式	
選別処理	手選別	手選別コンベア(白色トレイ、紙パック)
搬出・貯留	搬送コンベア、パレット方式	ストックヤード
破碎設備		剪定枝破碎機
再生設備		圧縮梱包機(白色トレイ、紙パック)
集じん		バグフィルタ
竣工年月	平成10年3月	平成19年3月26日
設計・施工	株式会社栗本鉄工所	株式会社荏原製作所大阪支社

最終処分場

施設名称	中部清掃組合 一般廃棄物最終処分場(安土最終処分場)
所在地	近江八幡市安土町上出地内
敷地面積	19,109 m <sup>2</sup>
埋立面積	13,870 m <sup>2</sup>
埋立容量	約75,000 m <sup>3</sup>
しゃ水工	二重しゃ水シート工
浸出水処理	カルシウム除去+生物処理+凝集ろ過+微量有害物質除去+活性炭吸着+消毒
処理能力	40 m <sup>3</sup> /日
処理水質	PH:6.0~8.5、BOD:5mg/L、COD:10mg/L、 SS:5mg/L、T-N:5mg/L、T-P:0.1mg/L、 ダイオキシン類:0.1pg-TEQ/L
竣工年月	平成14年4月
設計・施工	株式会社秋村組、株式会社クボタ

各施設で処理できない廃棄物については、三重中央開発株式会社に処理を委託する。

## 8 ごみの減量化及び再資源化に関する方策

ごみ問題を解決するに当たっては、環境保全を目指した資源循環型社会を志向した視点でごみの排出の抑制（リデュース）、再利用（リユース）及び再資源化（リサイクル）を促進し、廃棄物の適正な処理を推進する。

### (1) 減量化及び再資源化に関する目標

- ア 再利用可能なものについては、極力再資源化する。
- イ 住民及び事業者のリサイクルに対する意識を更に高める。

### (2) 減量化及び資源化の方法

#### ア 家庭系ごみの減量化及び再資源化に関する啓発活動

5つの「R」として、ごみの排出の抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）、再生品購入（リジェネレーション）及び過剰包装を断る（リフューズ）が積極的に行われるように広報及び啓発活動を通じて、排出者一人一人の意識改革を促す。

#### イ 生ごみの減量化

家庭から生じる生ごみの自家処理を促進し、ごみ減量と資源循環を推進するため、生ごみ処理容器及び処理機を購入した者に対しその経費の一部を予算の範囲内で補助する。

ごみ減量を促進するため、ダンボールコンポスト及び共同利用型コンポストの普及業務を先進団体に委託し、講習会又は研修会を開催する。また、生ごみを地域や組織で自主的に減量化し、又は資源化することに取り組む地域団体に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

#### ウ 再生品の利用促進

再生品の利用促進を図るため、再生品リストの紹介等を通じ市民に積極的に再生品購入の呼びかけを行う。

#### エ 食品ロス削減の促進

食べることのできる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している課題に取り組むため、食品ロス削減のための啓発及び食品ロスに係る正しい知識の普及を進める。

#### オ 住民運動等への支援

買い物袋持参運動及び包装の簡素化運動を住民運動として推進できるように積極的に支援する。集団回収活動を実施している市民団体に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

#### カ 散在性ごみ対策の推進

東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例（平成17年東近江市条例第166号）に基づき、ポイ捨て及び不法投棄の防止の積極的な取組を進める。

### (3) 減量化及び再資源化に関する一般廃棄物処理業の許可の特例

東近江市内において、産業廃棄物処理施設の設置者であり、一般廃棄物処理施設の設置についての滋賀県知事の許可を得たもので、再生利用されることが確実であり、清掃センターへ搬入されるごみの減量化と再資源化につながると市長が認めた場合に限り、一般廃棄物処理業の許可を与えることができる（一般廃棄物の処分業に限る。）。

## 9 し尿・浄化槽汚泥の発生量と処理見込量

（単位 キロリットル）

し	尿	浄化槽汚泥	発生量及び処理量
	3,830	16,560	20,390



## 10 水洗化人口

【八日市地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		607		606
	農業集落排水	9処理場	4,234	9処理場	4,224
	下水道	1,180	36,317	1,180	36,232
生活雑排水未処理	単独浄化槽		306		305
	汲 取 り		4,203		4,193
計			45,667		45,560

【永源寺地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		946		926
	農業集落排水	7処理場	3,414	7処理場	3,343
	下水道	0	0	0	0
生活雑排水未処理	単独浄化槽		10		10
	汲 取 り		476		466
計			4,846		4,745

【五個荘地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		520		517
	農業集落排水	3処理場	1,729	3処理場	1,719
	下水道	400	8,763	400	8,712
生活雑排水未処理	単独浄化槽		298		296
	汲 取 り		335		333
計			11,645		11,577

【愛東地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		79		78
	農業集落排水	8処理場	3,263	8処理場	3,559
	下水道	21	517	21	508
生活雑排水未処理	単独浄化槽		23		23
	汲 取 り		146		143
計			4,388		4,311

【湖東地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		105		104
	農業集落排水	2処理場	1,064	1処理場	312
	下水道	312	7,012	332	7,712
生活雑排水未処理	単独浄化槽		32		32
	汲 取 り		25		25
計			8,238		8,185

【能登川地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		819		818
	農業集落排水	4処理場	2,059	4処理場	2,057
	下水道	500	19,455	500	19,434
生活雑排水未処理	単独浄化槽		652		651
	汲 取 り		300		300
計			23,285		23,260

【蒲生地区】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		1,922		1,907
	農業集落排水	5処理場	1,298	5処理場	1,288
	下水道	402	10,320	402	10,240
生活雑排水未処理	単独浄化槽		104		103
	汲 取 り		636		631
計			14,280		14,169

【東近江市合計】		令和4年度		令和5年度	
区 分	処理方式	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)	設置数・区域面積(ha)	水洗化人口(人)
生活雑排水処理	合併浄化槽		4,998		4,956
	農業集落排水	38処理場	17,421	38処理場	16,502
	下水道	2,815	82,384	2,835	82,838
生活雑排水未処理	単独浄化槽		1,425		1,420
	汲 取 り		6,121		6,091
計			112,349		111,807

## 11 し尿処理施設

施設名称	八日市布引ライフ組合立衛生センター
所在地	東近江市柴原南町 1590 番地
計画処理能力	255 k l / 日 (し尿 : 204 k l / 日、浄化槽汚泥 : 51 k l / 日 )
処理方式	主処理 : 標準脱窒素処理方式 高速処理 : 凝集沈殿 + オゾン酸化 + 砂ろ渦 + 活性炭吸着処理 汚泥処理 : 脱水 + 乾燥・焼却処理 臭気処理 : 高濃度系臭気 ー生物脱臭 (硝化槽等に吹き込み) 中濃度系臭気ー薬液洗浄 + 活性炭吸着脱臭 低濃度系臭気ー活性炭吸着脱臭
プロセス用水	地下水 (除鉄・除マンガン処理後使用)
放流先	六ツ木排水路→白鳥川→琵琶湖
し渣の処分方法	焼却炉で汚泥と混焼
汚泥の処分方法	脱水後、乾燥・焼却し、土壌改良剤として農地還元
しゅん工年月	平成7年度
設計施工	株式会社クボタ

## 12 生活排水処理計画

### (1) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

下水道法 (昭和33年法律第79号) による事業計画認可区域外 (合併処理浄化槽設置義務化区域) 及び農業集落排水事業採択区域決定以外の区域

### (2) 公共下水道区域

下水道法による事業計画認可区域 (合併処理浄化槽設置義務化区域外)

### (3) 農業集落排水事業採択区域決定以外の区域

農業集落排水で処理をする区域 (合併処理浄化槽設置義務区域) で、集中合併処理とみなされ、その処理計画区域外のところについては、合併処理浄化槽設置義務化区域

### (4) し尿回収処理区域

し尿収集の効率化及びし尿に関する合理化計画の促進を図るため、市内全域をし尿収集業者ごとに区域を指定 (浄化槽汚泥収集については、後計画) し、収集を行う。

### (5) その他

合併処理浄化槽義務化区域であっても開発申請時等に滋賀県及び本市から集中合併処理浄化槽設置指導が出ているところについては、個人に対する補助金の交付対象とはならない。(開発業者との合意事項については、処理水を排水することのみ合意のため)

## 13 浄化槽清掃業に関する許可

浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく

浄化槽清掃業に関する許可については、本市の既存許可業者の清掃及び収集・運搬能力が十分に満たされる状態においては、新たな許可は与えないこととする。

14 本市し尿収集区域

(1) クリーンぬのびき広域事業協同組合

- ア 八日市地区全域
- イ 五個荘地区全域
- ウ 永源寺地区全域
- エ 能登川地区全域
- オ 蒲生地区全域

(2) クリーンライフ湖東有限責任事業組合

- ア 愛東地区全域
- イ 湖東地区全域